



2018年2月15日  
第622号

1部10円(組合員は組合費を含む)  
郵便振替00960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合  
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)  
発行人 大橋 裕子  
連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

# Victory! 尼崎ALT 60歳以降の雇用勝ち取る!

尼崎市に雇用されているALT(外国語指導助手)が、団体交渉で60歳以降の継続雇用を勝ち取りました!

昨年7月、今年度で60歳に達するALTが組合に加入。60歳以降の継続雇用を求め団交を開始しました。



### 勝手に委嘱期間の上限を設定

まず組合は、採用時に尼崎市教委が委嘱期間の上限を本人に正確に伝えていなかった点を問題にしました。

また、「尼崎市教育委員会外国人外国語指導助手取扱要綱」の「委嘱」の部分が、組合に報告もなく、いつの間に

か書き換えられていた点も指摘しました。2009年の同要綱同条には委嘱期間について定めはありませんでした。しかし2017年度に確認した同要綱同条は、「60歳未満の者で」と、委嘱期間の上限が書き加えられていたのです。

この点を団交で追及すると、

2015年4月1日に改訂したことが、ALTにも周知していなかったことが発覚。組合と尼崎市・尼崎市教委とは、2004年に「組合員の労働条件の変更にあたりは、十分に協議を行っていく」という合意を書面で交わしており、団交の機会があったにもかかわらず、改訂に関し報告しなかったことは、この合意を反故にするものだと厳しく追及しました。

それを重く受け止めた尼崎市教委は、2回目の団交からは、組合員の継続雇用に向けた具体的な提案を行ってきました。約半年、合計4回の団交を重ね、実施に向けた中身

を双方で精査してきました。そして2月6日、ついに組合員の次年度継続雇用ならびにALTの60歳以降の継続雇用を勝ち取ることが出来ました! 組合の闘いの成果です!

### 近隣他市への影響大!

近隣の芦屋市、伊丹市、神戸市なども同様の問題を抱えています。神戸市は、「60歳以降も何らかの形で雇用する」と団交で回答しておきながら、具体的な計画は何も進んでいません。今回の尼崎市の英断は、近隣他市にも影響を与えることは間違いありません!

大橋裕子(執行委員長)

## 2018臨時職員・講師雇用継続団交要求

## 府の雇用責任を求めて府教育庁前集会行われる

2月9日、大阪府教育庁前で第2回闘争委員会である臨時職員・講師雇用継続団体交渉要求集会が行われました。

冒頭、執行委員長から2015年3月の最高裁決定以降も続く、府の団体交渉拒否の姿勢に対して厳しい指摘が行われ、このような態度を続けることを組合は許さない、と挨拶が行われました。豊嶋執行委員からは、2020年施行となる地公法・地方自治法の改正にかかる交渉や、組合との協議の末に設けられた「現任者優先」を約束した講師登録制度の再確認により、大阪府の抱える「非正規」問題の解決を考える必要性が訴えられました。

### 各支部の動きも報告

各支部からは、市教委への申入れや団交の経過が報告さ



府教育庁に向けてシュプレヒコール「臨時職員・講師の完全雇用を保障せよ!」

れました。権限移譲後の大阪市、堺市でも今までと変わらぬ労使関係が維持されています。2月8日には堺市教委との間で団交が行われ、堺市教委は組合員の雇用継続要求に対して3月初旬には回答したいとしています。また、非常勤講師についても年度を超えることはない、と回答しており、改めて「非正規」によって現場がまわっていることに何の責任も負おうとしない府

教委の異様さが浮き彫りになっています。

### 16事件の府労委命令はもうすぐ

団交再開後も続く府の不当労働行為を申し立てた府労委命令も2月中におりることが予定されています。組合が求めているのは形だけの団交ではありません。団交によって何が話し合われ、何が決まるかを求めているのです。

今年度は、所属校の管理職

の不正行為を訴えた組合員の継続雇用も要求しています。昨年度のように組合員ゆえの雇止めが行われることなど決して許されることではありません。

校長や市教委による恣意的な雇用を許さず、雇用責任のある府と団結して闘って行きましょう。

酒井さと(書記長)



団交要求書を直接申し入れ



# 南河内支部

# 羽曳野市教委と定期交渉

南河内支部では、昨年11月24日に羽曳野市教委と定期交渉を行いました(回答課は、学校教育課、教育総務課)。

交渉内容は、教職員の労働条件、臨時的任用職員の継続雇用、「日の丸・君が代強制反対」、教育諸条件などです。

### 組合から具体策を提案

時間外労働に関して、学校・職員室に「留守番電話機能」を設置し時間外には電話対応をしない、保護者と個人懇談

会の日時調整をする際「17時まで」などと、勤務時間内での「終わり」を明示するなど具体策を出しながら(市教委はそういった策は持っていません!)交渉に臨みました。

### 教育予算削減で教員の仕事増大!

また、羽曳野市では、教育予算削減のため、学校校務員を「正規職員 嘱託職員 シルバー人材センター委託」と、劣悪な制度によって、本来、校務員で行う児童生徒用の机・

いすの高さ調節、年度変わりの教室移動に伴う運搬、登下校時の門の開閉当番など、次々と教職員に押しつけられています。市教委からの回答は不十分で、続けて市教委と団体交渉を行う予定です。

### 自分たちで声を上げなければ講師に継続雇用なし!

続いて、講師継続雇用の要求を行いました。現在、南河内支部には、羽曳野市内の小中学校に勤務する講師組合員

があり、勤続年数は15年~20年を数えています。しかし、毎年12~2月ごろは、次年度の雇用に不安を感じます。

黙っていても、講師の口はやってきません。府や市教委にしっかりと継続雇用を要求し、次年度の雇用を勝ち取っていかねばなりません!

毎年、雇用に不安を感じる講師・臨時職員のみなさん、ぜひ組合に加入し、一緒に雇用を勝ち取っていきましょう。

半澤慎次(南河内支部)

## 文化おちこち

(193)

南京・上海スタディーツアーに参加して

### 【その5】

1937年11月下旬、南京城内での戦闘が迫る中、市民を保護するためにドイツ人商社員やアメリカ人の宣教師や大学教授たち22名ほどが残ることを決意しました。彼らは、国際委員会を組織し、日本軍から中国人を守るために、場内の8分の1を安全区(難民区)とし、その中にある金陵大学などに25の難民収容所を設置していきました。委員長には、ナチス党员でジェームス社のジョン・ラーベがなりました。安全区には、最高時には約25万人の中国人が避難してきました。しかし、日本軍は安全区に対しても「敗残兵狩り」を行い、男性を虐殺し、女性を強姦し、財産を略奪していきました。ラーベは、南京城内で2万件の強姦が行われたと推測しています。

日本兵の強姦を恐れて、1万人を超える女性達が安全区の中にある金陵女子大学に逃げ込んできました。

強引にキャンパスに侵入しようとする日本兵に対して、米国人教師のミニ・ヴォートリンは、安全区国際委員会のメンバーと協力して、体を

張って、侵入させないようにしたり、日本大使館に警備を要請したりして多くの女性達を救いました。彼女は、当時50歳。26歳から中国で女子や貧しい児童のための教育に携わってきました。現在は、南京師範大学となった金陵女子大学の木立の中に彼女の胸像が謝辞とともに立っています。

3月下旬、日本政府は中華民国維新政府という傀儡政権を立てますが、日本軍による略奪と強姦は5月末まで続きました。

ラーベは、帰国後、ヒットラーに南京事件を報告しようとしたが、ゲシュタポに逮捕されてかえりませんでした。ヴォートリンは、南京事件の後遺症でうつ病になり、1940年に帰国し、翌年自殺しています。

ラーベやヴォートリンの活動と南京事件をテーマにしたドキュメンタリータッチの米国映画「NANKING」(2007年)が4月22日(日)1時30分からドーンセンターで上映されます。ぜひご覧下さい。水



## 教育条例下の辻谷処分を撤回させるネットワーク 第6回総会開催

### 「愛国心」を刻み込む

### 「君が代」強制と道徳の教科化



私は、「君が代」不起立で懲戒処分を受けたことを不当とし、現在、組合をはじめ多くの方々の支援のもと、最高裁へ「君が代」条例の違憲判断を訴えています。

「教育条例下の辻谷処分を撤回させるネットワーク」(Tネット)総会も今年で6回目となりましたが、2月4日、相可文代さんの「『戦争をする国』の愛国兵士づくりのための道徳教育を許さない」と題した講演会を開催しました。「君が代」強制に抗することは、子どもたちを戦争に送らないためには必須のことと考えていますが、同じよう

に、「教科としての道徳」も、極めて危険なものと考えたからです。

「君が代」が歌を通して身体に「愛国心」を刻むのとタイアップするかのよう、小学校では本年4月から、中学校でも来年4月から教科としての道徳が始まります。特別な教科となった「道徳」が、22の徳目を通して理想の人間像として想定しているのは、究極国家に求められれば命を捧げることも辞さない国民であるとお話でした。まさに物語を通して心に「愛国心」が刻まれようとしています。今後の道徳教育を注視していく必要があります。

なお、1月31日最高裁に対して公正判決要請行動を行いました。そこで上告人をはじめ組合等6団体から要請書を提出しました。

辻谷博子(高校支部)

## 当面の日程

- 2月16日(金)18時半 エルおおさか南館ホール ユニオンネットワーク春闘決起集会
- 2月21日(水)18時半 講演会 組対法と共謀罪 下村忠利(弁護士)@エル大阪南館101
- 2月24日(土)11時~ 大阪空港 JAL大阪支援共闘会議定例宣伝行動
- 2月24日(土) 郵政労契法20条裁判判決 13時10分~ 大阪空大阪地裁809
- 20条裁判判決報告集会 14時~ 中之島中央公会堂
- 3月10日(土)14時 組合事務所 臨時講師・職員継続雇用獲得闘争 第3回闘争委員会



日本の軍歌に「月 月火水木金」というものがある 要するに軍人は土日返上で猛烈に働けということだ 安倍政権

が目指す「高プロ」制度も同じ 年収1000万で土日返上365日、少なく見積もって毎日12時間働いたとしよう 時給は1000万÷(365×12)=2283円 時は命なり